

新潟市中央区社会福祉協議会

2021年度版 助成の手引き

社会福祉協議会では、自治会・町内会を通してご協力いただいている社協会員会費・共同募金配分金を財源として地域福祉活動に対し、各種助成を行っています。

活用できる団体	助成事業名	助成金額
自治会・町内会	ふれあい事業	上限 10,000円/回（年2回まで） 500世帯以上の自治会・町内会は15,000円/回 800世帯以上の自治会・町内会は年4回まで
地区社協・コミ協 自治会・町内会 民協等団体	地域の茶の間 （いきいきサロン）事業	月1回 上限 30,000円 月2回 上限 60,000円 小規模 上限 12,000円
	子育てサロン事業	上限 30,000円
	子どもの居場所づくり 支援事業	運営費 上限 60,000円 立上げ費 上限 40,000円
地区社協	地域福祉活動計画推進 事業助成	上限 50,000円
地区社協・コミ協 自治会・町内会	歳末たすけあい事業	上限 150,000円 （参集範囲により異なる）
	福祉協力員事業	地区社協・コミ協 上限 100,000円 自治会・町内会 上限 20,000円 500世帯以上の自治会・町内会は25,000円
	緊急情報キット事業	配布対象者数×200円

<相談受付窓口>

新潟市中央区社会福祉協議会

新潟市中央区西堀前通6番町909番地 C o - C. G. (コシジ) 3階

TEL: 210-8720 FAX: 210-8722

1 ふれあい事業

自治会・町内会の範囲で、多世代交流の支援を目的とした助成事業です。

(1) 助成対象団体

自治会・町内会

(2) 事業例

自治会ウォークラリー・町内バーベキュー大会・町内会の納涼大会 など

(3) 助成条件

- ① 自治会・町内会の住民全体に呼びかけ、多世代が事業に参加していること。
- ② 自治会・町内会が事業の実施に関与していること。
- ③ 概ね20名以上の参加を見込むこと。
 - ◆参加者が一団体に所属する者のみの事業は助成の対象外とします。

(4) 助成の制限

- ① 助成対象経費項目 — 事業費全般
 - ◆お酒代は除きます。
- ② 助成額の上限 — 1回につき10,000円まで
 - ◆残額を次回の申請に繰り越すことはできません。
 - ◆世帯数が500世帯以上の自治・町内会については15,000円とします。
 - ◆複数自治会で事業を開催した場合は1事業15,000円とします。
- ③ 助成回数の上限 — 年度内2回まで（社協会員会費未納自治会・町内会は1回まで
但し、納入があればその年度から2回使えます。）
 - ◆世帯数が800世帯以上の自治会・町内会については年度内4回まで申請できます。
 - ◆残数を次年度に繰り越すことはできません。

2 歳末たすけあい事業

地域住民同士の交流を目的とする歳末時期（11月中旬から1月末）の事業を支援します。
また、事業を通して地域の関係団体との協働を促進し、赤い羽根共同募金と歳末たすけあい募金のPRを行います。

（1）助成対象団体

自治会・町内会、地区社会福祉協議会・コミュニティ協議会

（2）事業例

歳末ふれあい交流会・福祉講演会 など

（3）助成条件

- ① 事業を進める際に地域の各種関係機関・団体、福祉施設等と連携をはかること。
- ② 回覧板文書などに中央区社会福祉協議会の歳末たすけあい事業であることを明記の上、広く地域に呼びかけること。
また、当日会場内にも看板などで同事業であることを明示すること。
- ③ ボランティア行事用保険等損害保険に加入すること。

（4）助成の制限

- ① 助成対象経費項目 — 事業費全般
 - ◆お酒代は除きます。
 - ◆講師謝礼は上限2万円とします。
 - ◆食材費は一人当たり概ね500円を上限とします。
- ② 助成額の上限 — 事業費総額の3分の2以内で、参集範囲により下表のとおり助成上限額が異なります。

世帯数 (世帯)	200未満	200～ 299	300～ 399	400～ 499	500～ 599	600以上
助成上限額 (円)	20,000	40,000	60,000	80,000	100,000	150,000

※但し、事業予算の関係で多くの申請があった場合や、区全体の歳末たすけあい募金額が減少した場合は助成額を調整させていただくことがあります。

3 地域福祉活動計画推進事業助成

地区社会福祉協議会が地域福祉活動計画の目標達成のために行う事業に助成します。

(1) 助成対象団体

地区社会福祉協議会

(2) 事業例

健康教室や講演会等の交流活動・地域の見守り活動 など

(3) 助成条件

地域福祉活動計画の推進に寄与するものであること。

◆一団体に所属する者のみを対象とする事業は助成対象外とします。

(4) 助成の制限

① 助成対象経費項目 — 事業費全般

◆お酒代は除きます。

② 助成額の上限 — 年度内50,000円まで

◆年度内であれば、複数回にわけて申請することが可能です。

◆年度を越えての繰り越しはできません。

4 福祉協力員事業

福祉協力員（身近な地域で見守り合う地域住民）が行う組織的・継続的な見守り活動に対する助成です。ゆるやかな見守りから始めてみませんか？

（１）助成対象団体

地区社会福祉協議会・コミュニティ協議会
自治会・町内会

（２）事業例

●見守り活動

例：マスク・除菌アルコール・お弁当の配布
電話やFAX・手紙による安否確認
ゴミ出し支援、除雪支援

●事前打合せ・会議

（３）助成の制限

① 助成対象経費項目 — 事業費全般

- ◆消耗品費や事務費も含まれます。
- ◆お酒代は除きます。

② 助成額の上限

地区社会福祉協議会・コミュニティ協議会 年度内100,000円まで
自治会・町内会 年度内20,000円まで

- ◆500世帯以上の自治・町内会については年度内25,000円まで
- ◆年度途中の申請も可能です。

5 緊急情報キット配布事業

緊急情報キットの活用を通して、ひとり暮らしの高齢者等が救急時に迅速かつ適切な対応を受けられるよう、また身近な見守り活動に繋がることを目的とした助成です。

～緊急情報キットとは？～

緊急時にかけた救急隊が、緊急連絡先等の情報を迅速かつ正確に把握し適切な対応ができるよう、あらかじめ自分の情報を容器に入れて冷蔵庫に保管しておくためのものです。

〔1〕助成対象団体

自治会・町内会

隣接する複数の自治会・町内会

地区社会福祉協議会・コミュニティ協議会

〔2〕対象

- ① 75歳以上のひとり暮らしの高齢者で見守りを必要とする世帯
- ② 団体が見守りを必要と認める世帯

〔3〕助成の内容

① 助成対象経費項目 — キット作製費（本体、内容物、シール等）

② 助成額 — 配布対象者数×200円

◆キットの作製は社会福祉協議会にて作製したものを購入する方法、もしくは団体独自に作製する方法があります。詳細はお問い合わせください。

6 地域の茶の間（いきいきサロン）事業

概ね自治会・町内会を範囲とした定期的な交流の場をつくるための助成事業です。
助成対象となる事業内容は3タイプあります。

月1回開催	地域に住んでいる人が気軽に集まり交流できる場を月に1回設ける。
月2回以上開催	地域に住んでいる人が気軽に集まり交流できる場を月に2回以上設ける。3年以内に週1回の事業へ移行する見込みがある。
小規模サロンタイプ	地域に住んでいる人が気軽に集まり交流できる場を月に1回設ける。 ※参加者10人未満でも可

月1回開催

(1) 助成対象団体

各種団体

(自治会・町内会、地区社会福祉協議会・コミュニティ協議会、
民生委員児童委員協議会、ボランティアグループ など)

(2) 助成条件

- ① 月1回以上、定期的に開催すること。
◆時節柄集まりにくい月を休みとすることは可（お盆、年末年始、年度末等）
- ② ボランティア行事用保険に加入すること。
◆参加者及び主催者全員が対象となります。
- ③ 10人以上の参加があること。

(3) 助成の制限

- ① 助成対象経費項目 — 事業費全般
◆消耗品費や事務費も含まれます。（一部助成対象外のものがあります。）
- ② 助成額の上限 — ひと月2,500円まで
◆通年毎月実施した場合、年度内の助成額上限は30,000円となります。
◆年度途中の申請も可能です。
その場合、申請頂いた月からの年度内実施月数×2,500円が助成額上限となります。

月2回以上開催

(1) 助成対象団体

地域の各種団体

(自治会・町内会、地区社会福祉協議会・コミュニティ協議会、
民生委員児童委員協議会、ボランティアグループ など)

(2) 助成条件

- ① 月2回以上、定期的に開催すること。
 - ◆時節柄集まりにくい月を休みとすることは可（お盆、年末年始、年度末等）
- ② ボランティア行事用保険に加入すること。
 - ◆参加者及び主催者全員が対象となります。
- ③ 10人以上の参加があること。
- ④ 3年以内に週1回以上の事業（地域の茶の間支援事業）への移行が見込まれること。（計画書の提出が必要）

(3) 助成の制限

- ① 助成対象経費項目 — 事業費全般
 - ◆消耗品費や事務費も含まれます。（一部助成対象外のものがあります）
- ② 助成額の上限 — ひと月5,000円まで
 - ◆通年毎月実施した場合、年度内の助成額上限は60,000円となります。
 - ◆年度途中の申請も可能です。
その場合、申請頂いた月からの年度内実施月数×5,000円が助成額上限となります。

※週1回以上開催の地域の茶の間には「地域の茶の間支援事業」（ひと月20,000円まで）
があります。別途条件がございますのでご相談ください。
「地域の茶の間支援事業」についての窓口は
新潟市 福祉部 地域包括ケア推進課（226-1281）になります。

小規模サロンタイプ

(1) 助成対象団体

各種団体

(自治会・町内会、地区社会福祉協議会・コミュニティ協議会、
民生委員児童委員協議会、ボランティアグループ など)

(2) 助成条件

- ① 月1回以上、定期的に開催すること。
 - ◆時節柄集まりにくい月を休みとすることは可(お盆、年末年始、年度末等)
- ② ボランティア行事用保険に加入すること。
 - ◆参加者及び主催者全員が対象となります。
- ③ 参加者が概ね5人以上であること。

(3) 助成の制限

- ① 助成対象経費項目 — 事業費全般
 - ◆消耗品費や事務費も含まれます。(一部助成対象外のものがあります。)
- ② 助成額の上限 — ひと月1,000円まで
 - ◆通年毎月実施した場合、年度内の助成額上限は12,000円となります。
 - ◆年度途中の申請も可能です。
その場合、申請頂いた月からの年度内実施月数×1,000円が助成額上限となります。

7 子育てサロン事業

「未就学の子どもの保護者の情報交換・気分転換の場をつくること」を目的とした地域住民の自主的な活動に助成する事業です。

(1) 助成対象団体

各種団体

(自治会・町内会、民生委員児童委員協議会、ボランティアグループ など)

(2) 助成条件

① 月1回以上、定期的に開催すること。

◆時節柄集まりにくい月を休みとすることは可(お盆、年末年始、年度末等)

② 保険に加入すること。

◆参加者及び主催者全員が対象となるもの

(3) 助成の制限

① 助成対象経費項目 — 事業費全般

◆消耗品費や事務費も含まれます。(一部助成対象外のものがあります。)

② 助成額の上限 — ひと月2,500円まで

◆通年毎月実施した場合、年度内の助成額上限は30,000円となります。

◆年度途中の申請も可能です。

その場合、申請頂いた月からの年度内実施月数×2,500円が助成額上限となります。

8 子どもの居場所づくり支援事業

子どもや子育て家庭が安心して暮らせる地域づくりのため、18歳までを対象とした居場所づくり等の活動に助成する事業です。

(1) 助成対象団体

自治会・町内会、地区社会福祉協議会・コミュニティ協議会
市民活動団体（NPO法人含む）、企業、学生により構成される団体 など

(2) 内容

18歳までを対象とした居場所づくり等の活動

例：子ども食堂、学習支援、居場所等

子ども食堂・・・子ども等を対象に食事や弁当を提供する活動

学習支援・・・宿題や自立学習を支援する場、機会を提供する活動

(2) 助成条件

① 月1回以上、定期的に開催すること。

◆長期休暇（夏休み、冬休み等）限定の連続開催のみでも可

② 保険に加入すること。

◆参加者及び主催者全員が対象となるもの

(3) 助成の制限

① 助成対象経費項目 — 事業費全般

◆消耗品費や事務費も含まれます。（一部助成対象外のものがあります。）

② 運営助成 助成額の上限 — ひと月5,000円まで

◆通年毎月実施した場合、年度内の助成額上限は60,000円となります。

◆年度途中の申請も可能です。

その場合、申請月から年度内実施月数×5,000円が助成額上限となります。

◆長期休暇（夏休み、冬休み等）限定の連続開催の場合はお問合せください。

③ 立ち上げ助成 助成額の上限 — 年度内40,000円まで

◆新規で活動を立ち上げる際に活用いただけます。

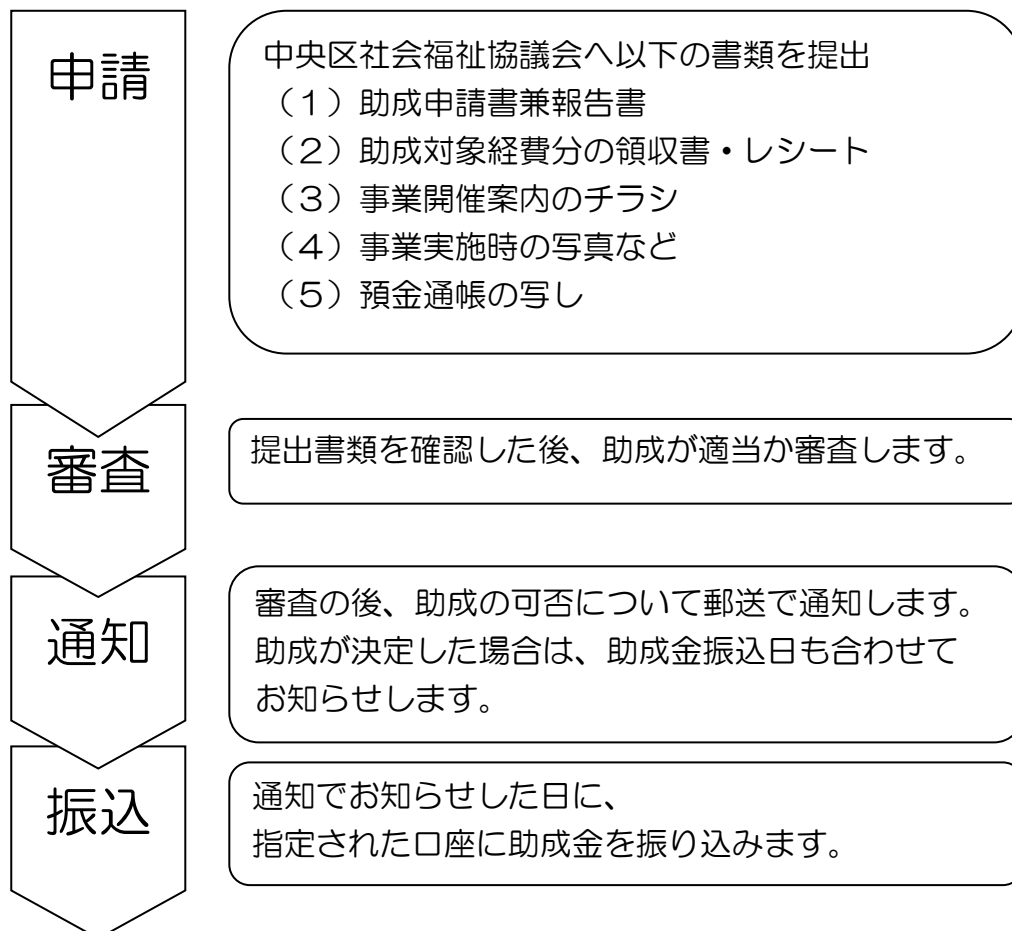
詳細はお問い合わせください。

9 申請手続きのながれ

(1)	ふれあい事業 (P. 1)	事業実施後のみ
(2)	歳末たすけあい事業 (P. 2) 地域福祉活動計画推進事業助成 (P. 3)	事業実施前および後
(3)	福祉協力員事業 (P. 4)	事業実施前および後
(4)	緊急情報キット配布事業 (P. 5)	事業実施前のみ
(5)	地域の茶の間(いきいきサロン)事業 (P. 6) 子育てサロン事業 (P. 9) 子どもの居場所づくり支援事業 (P. 10)	年度初めおよび年度末 ※年度途中でも申請可

(1) ふれあい事業

<事業実施後>



(2) 歳末たすけあい事業・地域福祉活動計画推進事業助成

<事業実施前>

申請

中央区社会福祉協議会へ以下の書類を提出
(1) 助成申請書

<事業実施後>

報告

中央区社会福祉協議会へ以下の書類を提出
(1) 実施（助成）報告書
(2) 領収書・レシート
(3) 事業開催案内のチラシ
(4) 事業実施時の写真など
(5) 預金通帳の写し

確認

提出書類を確認した後、助成が適当か審査します。

通知

審査の後、助成の可否について郵送で通知します。

振込

通知でお知らせした日に、
指定された口座に助成金を振り込みます。

(3) 福祉協力員事業

<事業実施前>

申請

中央区社会福祉協議会へ以下の書類を提出
(1) 助成申請書(兼収支予算書)
(2) 預金通帳の写し

審査

提出書類を確認した後、助成が適当か審査します。

通知

審査の後、助成の可否について郵送で通知します。

<事業実施後>

報告

中央区社会福祉協議会へ以下の書類を提出
(郵送・窓口どちらでも可)
(1) 実績報告書(兼収支報告書)
(2) 領収書・レシート

振込

通知でお知らせした日に、
指定された口座に助成金を振り込みます。

(4) 緊急情報キット配布事業

<事業実施前>

申請

中央区社会福祉協議会へ以下の書類を提出

- (1) 助成申請書
- (2) 預金通帳の写し

審査

提出書類を確認した後、助成が適当か審査します。

通知

審査の後、助成の可否について郵送で通知します。

振込

通知でお知らせした日に、
指定された口座に助成金を振り込みます。

<事業実施後>

中央区社会福祉協議会への報告書類の提出は不要です。キットの作製に係る領収書等の証憑書類は団体で保管ください。

(5) 地域の茶の間（いきいきサロン）事業
子育てサロン事業、子どもの居場所づくり支援事業

<年度初め> ◆年度途中の申請も可能です。

申請

中央区社会福祉協議会へ以下の書類を提出
(1) 助成申請書
(2) 事業開催案内のチラシ
◆年度内実施日がわかるもの
(3) 預金通帳写し

審査

提出書類を確認した後、助成が適当か審査します。

通知

審査の後、助成の可否について郵送で通知します。

振込

通知でお知らせした日に、指定された口座に助成金を振り込みます。

<年度末>

報告

中央区社会福祉協議会へ以下の書類を提出
(1) 実績報告書
(2) 収支決算報告書
(3) 内訳のわかる領収書・レシート

確認

提出書類を確認した後、助成が適当か審査します。

通知

審査の後、助成額について郵送で通知します。
◆翌年度になります。
返還金がある場合はここでお知らせします。